

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

|         |  |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 一の所有者による景観協定の認可  |
| 根拠法令・条項 | 景観法第90条第1項及び第2項  |
| 所 管 課   | 都市計画部 都市景観室  |
| 審 査 基 準 | <p><b>【景観法】</b></p> <p>第八十一条</p> <p>2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)</p> <p>二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの</p> <p>イ 建築物の形態意匠に関する基準</p> <p>ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準</p> <p>ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準</p> <p>ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項</p> <p>ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準</p> <p>ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項</p> <p>ト その他良好な景観の形成に関する事項</p> <p>三 景観協定の有効期間</p> <p>四 景観協定に違反した場合の措置</p> <p>4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第八十一条第二項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>第九十条 景観計画区域内の一団の土地(第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p> <p><b>【都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令】</b></p> <p>第十一条 法第八十三条第一項第三号（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> |

二 法第八十一条第二項第二号 の良好な景観の形成のための事項は、法第八条第二項第二号 の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。

三 法第八十一条第二項第二号 へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第五十五条第一項 の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。

四 景観協定の有効期間は、五年以上三十年以下でなければならない。

五 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

六 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

七 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

|        |                 |             |
|--------|-----------------|-------------|
| 標準処理期間 | 標準処理期間          | 申請書受理日から30日 |
|        | 標準処理期間を設定できない理由 |             |